

平成30年（行ウ）第33号 未払賃金請求事件

原告

被告 埼玉県

原告準備書面 1

2019（平成31）年2月22日

さいたま地方裁判所 第5民事部 合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

第1 はじめに

本書面では、日本の学校における全国的な教員の長時間労働の実態について述べる。

日本の学校教員の労働実態については、教員の長時間労働が大きな社会問題となっていることを背景として、近年、多数の調査が行われている。これらの各調査により、以下に述べる通り、教員が長時間にわたる時間外労働を余儀なくされているという実態が、全国的に共通した一般的なものであること、かつ、年間を通じて恒常化したものであることが明らかとなっている。

第2 文部科学省による教員勤務実態調査

1 調査の概要

教員の勤務実態について、文部科学省（文部省）は、これまで19

66（昭和41）年度、2006（平成18）年度及び2016（平成28）年度の3回にわたり、大掛かりな教員勤務実態調査を行った。

1966年度に実施された「教員勤務状況調査」（甲3の22～26頁。以下「昭和41年度調査」という。）は、調査期間を1966年4月3日から翌年4月1日まで、調査対象を公立学校及び国立学校として、地域類型別・学校規模別に抽出された対象校の全教職員、すなわち校長・教頭・教員・養護教員・事務職員・実習助手から回答を得た。対象となった学校数・教職員数は、年間合計で、小学校は2400校・3万6617人、中学校は1104校・2万2522人であった。

次に、包括的な調査としては40年ぶりに実施された2006年度の「教員勤務実態調査」（甲3。以下「平成18年度調査」という。）では、2006年7月3日から同年12月17日にかけて、1期を4週間とし、6期に分けて調査が行われた。調査対象校は全国の公立小学校及び中学校、調査対象者は校長、教頭・副校長、教諭、栄養教諭、養護教諭、常勤講師とされた（昭和41年度調査と異なり、事務職員は含まれていない）。1期ごとに各180校、合計2160校が調査対象校として抽出され、合計約5万人の教員から回答を得た。

文部科学省による最新の調査は、2016年度に10年ぶりに実施された「教員勤務実態調査」（甲4、甲5。以下「平成28年度調査」という。）である。平成28年度調査は、2016年10月中旬から同年11月中旬にかけて、公立の小学校及び中学校各400校を調査対象校、校長、教頭・副校長、教諭、講師、栄養教諭、養護教諭を調査対象者として実施され、小学校は397校・8951人の教員から、中学校は399校・1万687人の教員から回答を得た。

2 時間外労働の実態

- (1) 昭和41年度調査によると、1週当たりの平均勤務時間数は、小学校の教員については、サービス時間内が47時間05分、サービス時間外が2時間30分、中学校の教員については、サービス時間内が47時間09分、サービス時間外が3時間56分であった（甲3の24頁）。

また、8月を除く11カ月間における1週当たりの平均時間外勤務時間は、小学校で2時間36分、中学校で4時間3分であり、この時間から、サービス時間内における社会教育関係団体等の学校関係団体の仕事に従事した時間を相殺減した結果、1週当たりの平均時間外勤務時間は、小学校で1時間20分、中学校で2時間30分、平均で1時間48分（1月当たりでは平均約8時間）になると算定された（乙6の110～112頁）。

昭和41年度調査によれば、1週間平均の時間外勤務時間が年間44週にわたって行われた場合、時間外労働手当に要する金額は、その算定の基礎となる給与に対し、約4パーセントに相当することになる。

この調査結果を踏まえて、給特法制定の際、「教職調整額」の金額は、「給料月額の100分の4に相当する額」に設定された（乙6の112頁）。

- (2) 他方、平成28年度調査によれば、教員の大半を占める教諭の平日1日当たりの平均勤務時間数（持ち帰り時間は含まない）は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分に達している。これは、平成18年度調査における同時期（第5期）の数値と比較しても、1日当たり、小学校で43分、中学校で32分の増加となっている（甲4の46頁、甲5の9頁）。

また、教諭の土日1日当たりの平均勤務時間数（持ち帰り時間は含まない）は、小学校で1時間7分、中学校で3時間22分に達しており、同時期の平成18年度調査と比較しても、小学校で49分、中学校で1時間49分の増加となっている（甲4の47頁、甲5の10頁）。

そして、教諭の1週間当たりの平均総勤務時間数（持ち帰り時間は含まない）は、小学校で57時間29分、中学校で63時間20分であり、平成18年度調査と比較して、小学校で4時間13分、中学校で5時間14分の増加となっている（甲4の50頁、甲5の13頁）。これらの勤務時間数は、1週間の所定勤務時間（38時間45分）を、小学校で18時間44分、中学校で24時間45分と、大幅に超過している。

このように、昨今の教員の勤務実態は、昭和41年度調査当時の勤務実態とは、全くかけ離れたものとなっている。

- (3) 平成28年度調査結果によれば、小学校教諭の33.5%、中学校教諭の57.6%が、週60時間以上勤務をしていることが明らかとなっている（甲4の51頁、甲5の14頁）。週60時間以上勤務をしているということは、週20時間を超える時間外勤務、すなわち月に換算すると概ね80時間を超える時間外勤務に従事していることを意味する。

さらには、小学校教諭の17.2%、中学校教諭の40.6%は、週65時間以上勤務、すなわち月に換算すると概ね100時間を超える時間外勤務に従事している（甲4の51頁、甲5の14頁）。

厚生労働省は、いわゆる過労死の労災認定基準として、脳・心臓疾患が発症する前の1カ月間に約100時間以上、または2～6ヶ月間に毎月約80時間以上の時間外勤務があった場合に、業務と発症

との関連性が強いとしているところ、上記のように、高い割合の教員が、月80時間以上、いわゆる「過労死ライン」を超える時間外勤務に従事しているというのが実態である。

他方、週50時間未満勤務の割合は、小学校教諭は18.1%、中学校教諭は11.1%に過ぎず（甲4の51頁、甲5の14頁）、後に述べるように、他業種と比べても極端に低い数字となっている。

(4) しかも、教員は、授業の準備や試験問題の作成・採点等を自宅でこなすことが多いところ、上記(2)(3)の数値には、いずれも持ち帰り勤務の時間は含まれていない。

平成28年度調査によれば、1日当たり平均で、小学校教諭は平日29分、土日1時間8分、中学校教諭は平日20分、土日1時間10分の持ち帰り勤務が生じている（甲4の53頁、甲5の16頁）。

これらの持ち帰り勤務時間を考慮して、1週当たり5時間分を単純に足し合わせると、いわゆる過労死ラインを超える態様で勤務している、週60時間以上勤務の教員の割合は、小学校教諭の57.9%、中学校教諭の74.1%にも上り、小学校教諭の17.2%、中学校教諭の40.6%は、月120時間の時間外勤務に従事していることになる。

これは、後に述べるように、他業種と比べても、突出して高い数値であるといえる。

3 恒常的な時間外労働の存在

平成18年度調査では、7月から12月を6期に分けて、第2期を夏季休業期、それ以外を通常期として、各期の調査回答データを集計している。この調査結果によれば、小学校教諭の勤務日1日当たりの平均時間外勤務時間は、第1期が1時間48分、第2期が18分、第

3期が1時間36分、第4期が1時間42分、第5期が1時間40分、第6期が1時間34分であり、持ち帰り時間は、第1期が53分、第2期が16分、第3期が34分、第4期が38分、第5期が38分、第6期が44分である（甲3の301頁）。

このように、小学校の教員には、第2期（夏季休業期）を除き、1日約2時間の時間外勤務が恒常的に発生しており、特定の期間に限定して多忙となっているわけではない。

また、同調査によれば、第2期（夏季休業期）においても、勤務日1日当たりの平均勤務時間（持ち帰り時間を含まない）は、小学校教諭が8時間03分（時間外勤務18分）、中学校教諭が8時間28分である。さらに、勤務日1日平均で小学校教諭には16分、中学校教諭には33分の持ち帰り勤務が発生している。加えて、休日にも、小学校教諭には1日当たり平均5分の時間外勤務及び35分の持ち帰り勤務、中学校教諭には1日当たり平均47分の時間外勤務及び50分の持ち帰り勤務が発生している（甲3の235頁）。

これらの結果から明らかな通り、夏季休業中であっても、教員の業務がなくなるわけではなく、授業準備、事務・報告書作成、研修等の業務に多くの時間が割かれ、時間外勤務が発生しているのである。

4 休憩時間の実態

平成18年度調査によれば、勤務日1日当たりの休憩時間は、小学校教諭は、第1期が10分、第2期が49分、第3期が17分、第4期が6分、第5期が6分、第6期が5分であり、中学校教諭は、第1期が10分、第2期が42分、第3期が19分、第4期が8分、第5期が7分、第6期が8分である（甲3の227頁、240頁、253頁、266頁、279頁、292頁）。

このように、小学校教諭・中学校教諭ともに、第2期（夏季休業期）を除き、1日当たり10分前後の休憩時間しか取れていないことが明らかになっている。

さらに、平成28年度調査においては、平日1日当たりの休憩時間は、小学校教諭のうち週60時間以上勤務では1分、週60時間未満勤務では3分、中学校教諭のうち週60時間以上勤務では2分、週60時間未満勤務では6分と、平成18年度調査をさらに下回る数値となっている（甲4の60～61頁）。

このように、教員は、連日の時間外勤務・長時間勤務が続く一方で、勤務時間中の休憩時間は数分程度しか取れないというのが実態である。

5 業務内容別の勤務時間

業務内容別の勤務時間を、平日の小学校教諭について見ると、平成18年度調査・平成28年度調査のいずれも、「授業」の時間が最も長く、平成18年度調査では3時間58分、平成28年度調査では4時間25分である。次いで、「授業準備」（同1時間09分、1時間17分）、「生徒指導（集団）」（同1時間17分、1時間）、「朝の業務」（同33分、35分）、「成績処理」（同33分、33分）、「学校行事」（同29分、26分）、「会議・打ち合わせ」（同31分、24分）、「学年・学級経営」（同14分、23分）、「学校経営」（同15分、22分）、「事務・報告書作成」（同11分、17分）等となっている（甲4の56頁、甲5の18頁）。

これらのデータからは、「授業」の時間が大幅に増加したほか、「学年・学級経営」、「学校経営」、「事務・報告書作成」等に充てられる時間が増加していることが確認できる。

6 教員の多忙感

平成18年度調査によれば、「仕事に追われて生活のゆとりがない」とどれくらい感じるかという質問に対して、小学校教諭の46.8%、中学校教諭の48.3%が「とても感じる」、小学校教諭の39.1%、中学校教諭の37.6%が「わりと感じる」と回答している（甲3の218頁、221頁）。

また、「授業の準備をする時間が足りない」という質問に対しては、小学校教諭の46.8%、中学校教諭の45.3%が「とても感じる」、小学校教諭の39.1%、中学校教諭の39.4%が「わりと感じる」と回答しており、「教員が行うべき仕事が多すぎる」という質問に対しても、小学校教諭の62.1%、中学校教諭の62.4%が「とても感じる」、小学校教諭の29.9%、中学校教諭の29.2%が「わりと感じる」と回答している（甲3の218頁、221頁）。

このように、小中学校の教諭の約9割が、仕事に対して多忙感を感じている。

7 小括

以上の調査結果によって、昭和41年度調査当時と比べて、全国的に教員の勤務環境は大きく変化していること、平成18年度調査、さらには平成28年度調査と、教員の長時間労働の実態は悪化の一途をたどっており、早急に是正をしなければならない状況にあることが明らかとなっている。

第3 OECD国際教員指導環境調査（TARIS2013）

1 調査の概要

OECDが実施している「国際教員指導環境調査（TARIS）」は、

学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際的な調査である。

日本は、2013年に実施された第2回調査（以下「TARIS 2013」という。）に初めて参加した。

TARIS 2013は、34か国・地域が参加し、日本では、2013年2月中旬から3月中旬にかけて、中学校の校長・教員へのアンケート調査が行われ、192校の192人の校長、3484人の教員から回答を得た（甲6）。

2 調査の結果

TARIS 2013によれば、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、平均53.9時間であった。この数値は、参加国平均の38.3時間を大幅に上回って、参加国最長であった（甲6の23頁、甲7）。勤務時間が第2位のシンガポールと比べても、1週間当たり6時間以上長い時間となっている。

業務内容別の内訳をみると、日本の教員は、指導（授業）に使った時間は参加国平均と同程度（日本17.7時間、参加国平均19.3時間）である一方で、授業の計画・準備に使った時間（日本8.7時間、参加国平均7.1時間）、一般的事務業務に使った時間（日本5.5時間、参加国平均2.9時間）、課外活動の指導に使った時間（日本7.7時間、参加国平均2.1時間）等、授業以外の業務に多くの時間を費やしている（甲6の23～24頁、甲7）。

また、日本では職能開発に対するニーズは高い傾向にあるものの、参加の障壁として、「職能開発の日程が自分の仕事のスケジュールと合わない」とする教員の割合が86.4%と、参加国平均の50.6%と比べて特に高く、多忙のために研修への参加も困難な状況にある（甲6の16頁、甲7）。

このようなTARIS2013の調査結果は、平成18年度調査や平成28年度調査とも整合的な結果となっている。

第4 「教員の仕事と意識に関する調査」

1 調査の概要

愛知教育大学等の4大学により、「教員の仕事と意識に関する調査」が2015年に実施された（甲8）。

この調査は、2015年8月中旬から9月中旬にかけて、全国の公立小学校・中学校・高校の教諭を対象に実施され、小学校教諭1482人、中学校教諭1753人、高校教諭2138人から回答を得た。

2 調査の結果

「教員の仕事と意識に関する調査」によれば、平日に学校で仕事をする平均時間は、小学校教諭で11時間8分、中学校教諭で11時間32分、高校教諭で10時間46分であり、小学校教諭の64.8%、中学校教諭の75.0%、高校教諭の54.3%が、平日1日当たり11時間以上、学校で仕事をしている（甲8の6頁）。

また、小学校教諭の8割以上、中学校・高校教諭の7割前後が、平日に家でも仕事をしており、その時間は、小学校教諭が54分、中学校教諭が42分、高校教諭が38分である（甲8の6頁）。

さらに、休日にも月平均で小学校教諭は2日、中学校教諭は4.5日、高校教諭は4.0日出勤しているほか、休日に家で仕事をする時間も、平均で小学校教諭は1時間52分、中学校教諭は1時間22分、高校教諭は1時間9分となっている（甲8の7頁）。

これらの調査結果からは、定時前後で帰ることができる教員はほとんどおらず、休日や自宅での仕事も考慮すれば、過労死ラインを超え

るような過酷な態様で勤務する教員がかなりの割合に上ることが明らかになっている。

そして、教員の仕事の悩みや不満のうち、最もその数値が高かったのは、小中高いずれにおいても、「授業の準備をする時間が足りない」という点であり、中でも小学校教諭は94.5%と、ほぼすべての教員が、授業の準備をする時間の不足を感じている（甲8の13頁）。

第5 連合総研調査

1 調査の概要

公益財団法人連合総合生活開発研究所（以下「連合総研」という。）は、2015年12月、「教職員の働き方と労働時間の実態に関する調査」を実施した（甲9。以下「連合総研調査」という。）。

この調査では、全国の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭を対象にアンケート調査を行い、小学校教諭の1903人、中学校教諭の1094人から回答を得た。

2 調査の結果

連合総研調査によると、小学校教諭の平均出勤時刻は7時31分、平均退勤時刻は19時5分であり、平均在校時間は11時間33分に上っている。また、中学校教諭の平均出勤時刻は7時25分、平均退勤時刻は19時37分であり、平均在校時間は12時間12分である。連合総研が2007年に民間雇用労働者を対象として実施した「生活時間に関するアンケート調査2007」では、労働者の在社時間（職場にいる時間）の平均は9時間15分であったことと比較しても、小学校・中学校の教諭が職場にいる時間の長さは突出していることが読み取れる（甲9の5頁、31～32頁）。

また、勤務日の労働時間を、①学校内、②自宅、③学校及び自宅以外で分けてみると、①学校内の労働時間は、小学校教諭で平均11時間6分、中学校教諭で平均11時間43分、②自宅の労働時間は、小学校教諭で平均58分、中学校教諭で平均48分、③学校及び自宅以外の労働時間は、小学校教諭で平均21分、中学校教諭で平均28分であった（甲9の37～40頁）。

そして、勤務日の労働時間と休日の労働時間を合わせた1週間当たりの実労働時間数（学校外・自宅での労働時間を含む）を見ると、週60時間以上（すなわち過労死ラインを超える時間）働いている教員の割合は、小学校教諭の72.9%、中学校教諭の86.9%と、非常に高い割合であった。しかも、小学校教諭・中学校教諭ともに、週50時間未満の割合はゼロであった（甲9の35～36頁）。

過去の他の調査によれば、民間雇用労働者の中で週労働時間がもっとも長い建設業従事者については、週60時間以上の割合は13.7%、週50時間未満の割合は76.8%であり、極端な長時間労働が問題となっている医者についても、週60時間以上の割合は40.0%、週50時間未満の割合は35.7%である（甲9の36～37頁）。これらの業種と比較しても、小学校・中学校の教諭がいかに異常な長時間労働を余儀なくされているかが分かる。

さらに、夏季休業期間においても、年休を取得しなかった平日1日当たりの平均労働時間数は、小学校教員で9時間（学校内7時間44分、自宅20分、学校及び自宅以外56分）、中学校教員で8時間57分（学校内7時間57分、自宅13分、学校及び自宅以外47分）であった（甲9の60～61頁）。このように、夏季休業期間中であっても、教員の業務がなくなるわけではなく、時間外労働が発生しているのが現状である。

第6 平成28年度勤務状況調査（埼玉県）

1 調査の概要

埼玉県は、平成28年に、県内の各市町村の公立小学校・中学校の常勤教職員を調査対象として、勤務状況調査を実施した（甲10。以下「埼玉県調査」という。）。

調査は平成28年6月1日から同月30日にかけて実施され、小学校の教職員1347人、中学校の教職員1657人から回答を得た。

2 調査の結果

埼玉県調査の結果によれば、勤務時間を除く在校時間の1日当たりの平均は、小学校教職員が2時間48分、中学校教職員が3時間2分であった（甲10の3頁）。

小学校教諭についてみると、勤務時間を除く在校時間の1日当たりの平均は、「3時間～」が最も多く32.6%、次いで「2時間～」が31.6%となっており、1日平均2時間以上残業している教諭の割合は、8割を超えている（甲10の17頁）。また、勤務時間を除く在校時間に行った業務の割合は、「授業準備」「学級経営」「校務分掌」の割合が高い（甲10の18頁）、

中学校教諭についても、1日当たりの平均時間は、「2時間～」が30.0%、「3時間～」が29.9%、「4時間～」が17.7%であり、1日平均2時間以上残業している教諭の割合は8割を超えている（甲10の17頁）。

このように、埼玉県の調査においても、他の全国的な調査と同様に、教員が極めて長時間の時間外勤務を余儀なくされている実態が明らかとなっている。

第7 学習指導基本調査

1 調査の概要

ベネッセ教育総合研究所は、小学校・中学校・高校における学習指導の実態や教員の意識等の実態を調査し、経年の変化をみることを目的とする「学習指導基本調査」を1997年から実施しており、2016年には、その第6回調査が実施された（甲11）。

第6回調査は、2016年8月から9月にかけて、全国の公立の小学校・中学校及び公立・私立の高等学校の校長・教員を対象に行われ、小学校教員の3289人、中学校教員の3689人から回答を得た。

2 調査の結果

第6回調査によれば、小学校教員の平均出勤時刻は7時27分、平均退勤時刻は19時21分、平均在校時間は11時間54分であり、平均在校時間は2007年調査と比べて42分増加している（甲11の26頁）。

また、中学校教員の平均出勤時刻は7時23分、平均退勤時刻は19時53分、平均在校時間は12時間30分であり、平均在校時間は1997年調査と比べて1時間32分、2007年調査と比べて42分増加している（甲11の26頁）。

そして、教員の悩みのうち、小学校・中学校において最もその数値が高かったのは、「教材準備の時間が十分に取れない」（小学校90.5%、中学校83.3%）であり、次いで、「作成しなければならない事務書類が多い」（小学校84.9%、中学校76.0%）、「教育行政が学校現場の状況を把握していない」（小学校76.9%、中学校78.2%）であった（甲11の28頁）。

第8 過労死等防止対策白書

1 調査の概要

平成30年版過労死等防止白書（以下「白書」という。）では、重点業種・職種として、教職員の過労死等をめぐる調査分析結果が報告された（甲12）。

白書によれば、全国の国公私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に勤務する教職員5万6456人を対象にアンケート調査が行われ、3万5640件の有効回答を得た。

2 調査の結果

調査の結果によれば、教職員の平日1日の平均勤務時間は、通常期が全体で11時間17分（小学校11時間15分、中学校11時間37分）、繁忙期が全体で12時間56分（小学校12時間54分、中学校13時間20分）であった。また、通常期の1日の勤務時間が10時間を超えると回答した人の割合は、全体の76.8%、12時間超は全体の26.6%となっており、繁忙期においては、10時間超が全体の83.0%、12時間超が全体の57.1%を占めている（甲11の108～111頁）。

所定勤務時間を超えて業務が発生する理由については、「自分が行わなければならない業務量が多いため」との回答が最も多く、全体の69.6%を占めた（甲11の112頁）。

さらに、全体の80.7%が「業務に関連するストレスや悩みを抱えている」と回答しており、その具体的内容については、「長時間勤務の多さ」を挙げる人が最多の43.4%を占めた（甲11の113～114頁）。

第9 連合アンケート

1 調査の概要

日本労働組合総連合会は、2018年9月14日から18日にかけて、全国の公立学校に勤務する20歳以上の教員1000名（小学校432名、中学校240名、高校327名、その他8名、一部重複）を対象に、「教員の勤務時間に関するアンケート」を実施した（甲13。以下「連合アンケート」という。）。

2 調査の結果

連合アンケートの結果によれば、公立学校教員の1週間の総労働時間（勤務日・学校内）の平均は、勤務日は52.5時間、週休日は3.2時間であった（甲13の2頁）。

また、その他の週平均労働時間をみると、勤務日・学校外（自宅を除く）は1.0時間、勤務日・自宅は2.8時間、週休日・学校内は3.2時間、週休日・学校外（自宅を除く）は0.9時間、週休日・自宅は1.7時間であった（甲13の3頁）。

そして、学校外や自宅での労働も含めた、1週間（勤務日と週休日の合計）の総労働時間でみると、週60時間以上働いている教員の割合は53.4%となっている（甲13の4頁）。

このように、連合アンケートによっても、公立学校教員の半数以上が過労死ラインを超える態様で勤務しているという、極めて異常な長時間労働の実態が明らかとなっている。

また、現在の仕事の状況について、「時間内に仕事が処理しきれない」と回答した教員は、「とてもそう思う」54.0%、「まあそう思う」28.8%の合計82.8%（小学校では88.0%、中学校では90.

4%)となり、大多数の教員が、時間内に仕事を終わらせるのは難しいと感じている(甲13の5頁)。

なお、教員にも残業代を支払うように、制度の見直しを行うことに対しては、86.3%の教員が「賛成」と回答している(甲13の11頁)。

第10 まとめ

以上で述べた各調査結果からすれば、原告を含めた全国の教員が、業務量の多さ等に起因して、給特法制定当時の想定とはかけ離れた、所定労働時間を大きく上回る長時間労働を余儀なくされているという実態は、明白なものであるといえる。

このような長時間労働が生じたのは、教員に対して無定量な業務遂行が「命じられている」結果に他ならないのであって、「時間外勤務を命じない」という給特法の建前には、大きく反する結果となっている。

このように、給特法の建前に反する時間外勤務の実態があるにもかかわらず、給特法に基づく、給料月額のおよそ4%に当たる「教職調整額」の支給をもって、教員の時間外勤務は全て包括的に評価されており、教員に割増賃金請求権(時間外勤務手当請求権)は発生しないという解釈は、到底成り立つものではない。

以上